

令和3年度及び令和4年度海外派遣事業に関する特例措置について

令和2年12月21日  
国立大学図書館協会  
理事会決定

1. 海外派遣事業実施要項（平成18年1月27日制定、令和元年11月8日最終改正）について、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度及び令和4年度に限り、以下のとおり取り扱う。
2. 「派遣内容」のうち（2）図書館及び図書館に関連する活動に関する国際会議における発表・出席についてはオンラインによる発表・出席も可とする。
3. 前項に定める「派遣内容」に該当する場合、「派遣期間」、「派遣人数」、「負担経費」については（2）短期の取扱いとする。ただし、「派遣期間」については発表・出席する国際会議の開催期間の日数とする。
4. 海外派遣事業応募要領（平成18年1月27日制定、令和元年11月8日最終改正）の取扱いについては、この特例措置を準用するものとする。

以上